

ア コミュニティ・スクールとは

コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会を設置した学校のこと。学校運営協議会は、学校運営に関することについて広い関係者で協議する組織である。目標やビジョンを共有し、その実現に迫るための連携・協働を図る。これにより、学校と地域の協働活動を充実させ、児童生徒の健全育成、学力向上、地域教育力の向上、地域の活性化を目指す。

3つの主な役割

□校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。

□学校運営(必要な支援を含む)について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる。

□教職員の任用に関して、教育委員会規則が定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる。

※年間3回程度の開催

学校運営協議会

学校運営その他運営に必要な支援に関する協議等

地域と目標やビジョンを共有



委員:保護者, 地域住民, (地域学校協働活動推進員), 校長, 教職員, 行政機関職員 等

教育振興運動

本市における地域と学校の連携・協働の基盤となる運動

本県の導入状況(令和2年度末)

13. 2%(小・中・義務教育学校) 60校11市町村

【導入市町村】

岩泉町

普代村

大槌町

金ケ崎町

八幡平市

山田町

矢巾町

陸前高田市

一戸町

田野畑村

北上市

※下線の市町村は全校で導入済

令和4年度以降, すべての市町村で導入予定

イ 教育振興運動との関係

○コミュニティ・スクールと教育振興運動の関係について

盛岡市の**教育振興運動**は、各学校区において、子どもを中心に据え、家庭・地域・学校・行政の五者が、それぞれの役割と責任を果たす**市民運動(取組)**である。

コミュニティ・スクールは、法で定められている学校運営協議会を設置し、学校運営に対して、広く保護者や地域の方々が参画できる**体制(仕組み)**である。

コミュニティ・スクールにおける地域と学校が連携・協働して行う**地域学校協働活動**は、**盛岡市の教育振興運動の取組と同じ**と捉えられるものであり、幅広い地域住民等の参画を得ながら、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えていくという方向性は同じといえる。

地域学校協働活動 = 教育振興運動での取組

学校内における活動

教育課程内 (授業内)活動

ゲストティーチャー／学習支援
地域(郷土)学習／学校行事
防災学習 等

教育課程外 (授業外)活動

読み聞かせ／環境整備作業／
放課後子ども教室／
部活動・スポーツ少年団活動 等

学校外(家庭・地域)における活動

家庭や地域で行われる活動

体験活動への参加促進／読書活動の習慣化／情報メディアとの共生
あいさつ運動／登下校の見守り／奉仕活動／伝承活動／子ども会活動 等

○コミュニティ・スクール導入後の教育振興運動の推進について

コミュニティ・スクールの土台となる盛岡市の教育振興運動は、これまでと同様に推進する。ただし、導入後は、これまで進めてきた教育振興運動の取組と、学校運営協議会で決定した事項に係る活動とを連動させていく。

ウ 導入に向けての体制づくりとスケジュール

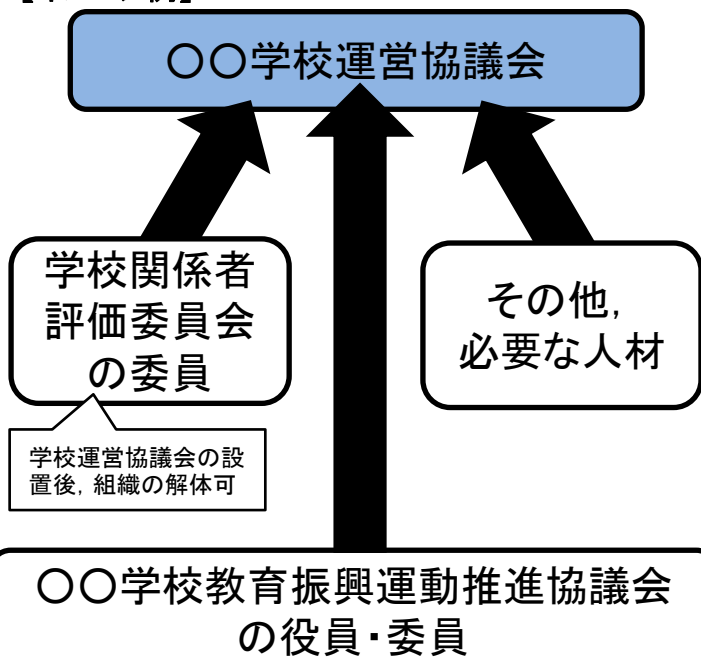
○コミュニティ・スクール導入に向けての体制づくり

既存の体制の変更

「学校運営協議会」は、各校の実態や実情に応じて、学校が主体となって立ち上げる。

教育振興運動等における既存の組織や体制、人材を活用し、体制の整備を進めていく。また、「学校関係者評価委員会」等を活用して、「学校運営協議会」に移行することも可能であり、この場合、学校運営協議会の設置に伴い「学校関係者評価委員会」等を無くすることができる。

【イメージ例】



学校運営協議会の委員の選出

学校運営協議会の委員は、次に掲げる者から選出する。

- (1)保護者
- (2)対象学校の所在する地域住民
- (3)対象学校の運営に資する活動を行なう者
- (4)対象学校の校長
- (5)対象学校の教職員
- (6)学識経験者
- (7)関係行政機関の職員
- (8)その他、教育委員会が適当と認める者

コミュニティ・スクール導入後の地域学校協働活動や、教育振興運動の取組との連動を円滑に進めるために、選出する委員の中には、「地域と学校のつなぎ役となる人材(地域コーディネーター)」を入れることを推奨している。

《学校運営協議会の委員の具体例》

- (1)保護者：PTA会長、PTA副会長、PTA専門部長 等
- (2)対象学校の所在する地域住民：自治会代表、町内会代表、老人会代表、
教育振興運動推進協議会役員・委員
民生委員代表、主任児童委員代表、同窓会代表 等
- (3)対象学校の運営に資する活動を行なう者：学校支援ボランティア、スポ少代表、
交通指導関係者代表 等
- (4)対象学校の校長
- (5)対象学校の教職員：副校長、主幹教諭、地域連携担当教員 等
- (6)学識経験者：大学教授、学校管理職経験者 等
- (7)関係行政機関の職員：公民館長、児童センター長、福祉推進会長、体育振興会長等

※学校運営協議会では、様々な立場で議論を重ねていくこと(熟議)が重要であることから、委員は**10名程度**が適切である。

○コミュニティ・スクール導入に向けてのスケジュール

【令和3年度】

- ☐ コミュニティ・スクールについての理解を広げる活動
(広報活動, 研修会の開催, ホームページへの掲載, 保護者への説明 等)
- ☐ 盛岡市学校運営協議会規則の策定

【令和4年度】

- ☐ 学校運営協議会の設置・開催(先行導入校として複数校)
- ☐ 導入校連絡協議会の開催
- ☐ 導入校での成果・課題等の周知活動

【令和5～6年度】

準備が整った学校から順次導入

○今後の検討事項

- ☐ 各校の学校運営協議会の立ち上げに関わる支援
- ☐ 各校の地域学校協働活動推進員(地域コーディネーター)の人選支援と任用等の在り方
- ☐ 盛岡市地域学校協働活動推進員設置要綱の策定
- ☐ 本市における地域学校協働本部の在り方